

令和元年12月24日開会

令和元年12月24日閉会

令和元年12月

## 甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

# 令和元年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和元年12月24日(火) 午後1時30分

---

## 報 告

---

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 議席の一部変更について
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期決定について
- 第 5 議案第19号 平成30年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について
- 第 6 議案第20号 令和元年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第21号 甲府地区広域行政事務組規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第 8 議案第22号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第 9 議案第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第 10 議案第24号 甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第25号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第26号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について

(出席議員)

鈴木 篤君	輿石 修君	坂本 信康君	長沼 達彦君	植田 年美君
長沢 達也君	神山 玄太君	木内 直子君	小沢 宏至君	深澤 健吾君
藤原伸一郎君	望月 大輔君	伊藤 毅君	清水 和弘君	滝川 美幸君
五味 武彦君	内藤 久歳君	藤原 正夫君	田中 清君	金丸 俊明君
小池 章治君	小池 満男君	石原 高明君	石原 政信君	

23名

(欠席議員)

石原 高明君

1名

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局 長	神宮司秀樹君	事務局 次 長	長谷川達郎君
-------	--------	---------	--------

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管 理 者	樋口 雄一君	副 管 理 者	保坂 武君
副 管 理 者	田中 久雄君	副 管 理 者	塩澤 浩君
副 管 理 者	上村 昇君	事 務 局 長	神宮司秀樹君
消 防 長	中澤 勝也君	会 計 管 理 者	内藤 健実君
事 務 局 次 長	長谷川達郎君	次 長	花井 正君
次 長	横打 幹雄君	総 務 課 長	宮下 光夫君
代表監査委員	乙黒 環君	教 育 長	小林 仁君
教 育 委 員	三澤 宏君	教 育 委 員	田中 正清君
教 育 委 員	市川 修策君	公 平 委 員 長	小澤 俊雄君
公 平 委 員	山本 哲君	公 平 委 員	横山 善宏君

開会時間 午後1時30分

○議長（興石 修君） ただ今から、令和元年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。

提出議案は、議事日程記載の日程第5 議案第19号から日程第12 議案第26号まででありますので朗読を省略いたします。

次に、管理者から議会に報告すべき事項であります、報第2号及び報第3号の2件が提出されました。

既に、各位のお手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成30年度分の平成31年2月末、3月末、4月末、令和元年5月末及び平成31年度の4月末、令和元年5月末、6月末、7月末の出納検査報告書が提出されました。

お手元に配付いたしてあります報告書により、ご了承願います。

次に、甲斐市選出組合議員のうち、清水正二君は、11月18日、一身上の都合により辞職されました。

これに伴いまして、同日の令和元年甲斐市議会第3回臨時会において、新たに組合議員が選出されましたことから、ここで新議員となられた方を事務局より紹介させます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、ご紹介をさせていただきます。

清水和弘議員でございます。

以上でございます。

○議長（興石 修君） 次に、欠席者の報告を申し上げます。石原高明君は一身上の都合により、太田教育委員は公務のため欠席する旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

新たに選出された議員の議席を会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、朗読させていただきます。

議席番号14番 清水和弘君。

以上でございます。

○議長（興石 修君） ただ今、朗読したとおり、議席を指定いたしました。

次に、日程第2「議席の一部変更について」を議題といたします。

今回、新たに選出されました議員の方の議席の指定に関連し、議席の一部変更をいたしたいと思えます。

その議席番号と氏名を職員に朗読させます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、朗読させていただきます。

議席番号14番 滝川美幸君を15番へ、議席番号15番 五味武彦君を16番へと変更いたします。

以上でございます。

○議長（興石 修君） お諮りいたします。

ただ今、朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（興石 修君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第83条の規定により、長沢達也君、滝川美幸君を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日間と いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（興石 修君） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日間とすることに決しました。

次に、日程第 5 議案 第 1 9 号から日程第 1 2 議案第 2 6 号までの 8 案を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者 樋口雄一君。

#### ○管理者（樋口雄一君）

本日の組合議会定例会に提案いたしました案件につきまして、その大要をご説明申し上げます。

まず、議案第 1 9 号「平成 3 0 年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

次に、議案第 2 0 号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、歳出において、第 1 款 公園事業費は、基金積立を追加するための補正であります。

歳入につきましては、第 5 款 繰越金を追加するための補正であります。

次に、議案第 2 1 号「甲府地区広域行政事務組合規約の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、甲府地区広域行政事務組合規約の一部改正に伴い、関係条例の整備を行う等について、この条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 2 号「甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるについて、この条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 3 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に係る関係条例の整備を行う等について、この条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 4 号「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、会計年度任用職員等の育児休業に係る規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うための一部改正であります。

次に、議案第 2 5 号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例制定について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整

備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行う等のための一部改正であります。

次に、議案第26号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について」は、一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、職員の給与を改定するための一部改正であります。

以上が、議案第19号から議案第26号までの本日提案いたしました案件の概要であります。

ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩致します。

午後1時39分 休憩

午後3時00分 再開議

○議長（輿石 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第5 議案第19号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第5 議案第19号について採決いたします。

本案については、提案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第6 議案第20号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第6 議案第20号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第21号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第7 議案第21号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(興石 修君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8 議案第22号及び日程第9 議案第23号について一括で質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

日程第8 議案第22号及び日程第9 議案第23号の2案について、討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

最初に木内直子君。

○木内直子君 議案第22号及び議案第23号に対する反対討論をいたします。

地方公務員法及び地方自治法が改定され、2020年4月から会計年度任用職員制度が始まります。この制度は、正規職員を原則とする地方公務員法に1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時職員・非常勤職員の大部分を移すものです。

今回の条例制定等に伴い、組合の非正規職員の皆さんの大半は会計年度任用職員となり、各種手当を支給されるようになるなど勤務条件の前進面はあります。

しかし、会計年度任用職員はいつまでも非正規雇用、いつでも雇い止め可能、生活できる賃金が保障されないなど、さまざまな問題点があります。

地方自治体は、住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、あくまでも公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とするという大原則のもとに、制度設計をすべきです。

臨時職員・非常勤職員を人員の調整弁として利用することになれば、地方公務員法の無期限任用の原則を崩すことになりかねません。

住民の安全・安心を守るために、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営の原則を堅持すること、本格的・恒常的業務を担う非正規職員の皆さんを正規化すること、非正規職員の雇用安定、待遇改善を図るべきです。

よって、議案第22号及び議案第23号に反対をいたします。

以上です。

○議長(興石 修君) 次に、金丸俊明君。

○金丸俊明君 議案第22号及び議案第23号の賛成討論を行います。

「議案第22号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」及び「議案第23号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」の2案について、賛成の立場から討



論を行います。

両議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、創設される会計年度任用職員制度の導入に向け、給与等に関する条例を制定することともに、関係条例を整備するための提案であると承知しております。

この制度の導入に当たりましては、法改正の趣旨である、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化及び特別職の任用、臨時的任用の適正の確保などが求められますが、本組合におきましても、これらに適切に対応するとともに、会計年度任用職員に対しましては、新たに期末手当や退職手当などの手当の支給を可能とするほか、休暇制度の拡充などにより、現在の制度と比べて処遇の改善が図られ、嘱託職員や臨時職員の皆さんの任用などに関する制度が明確化されたことは評価できるものであります。

今後は、制度の具体的な運用について検討が進められるものと承知しておりますが、現在任用している嘱託職員の皆さんへの周知を丁寧に行っていただく中で、新たな制度への移行を円滑に進めていただくことをお願いいたしまして、賛成するものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（輿石 修君） 以上で申し出による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、日程第8 議案第22号及び日程第9 議案第23号の2案を起立により採決いたします。

2案は提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）

起立多数であります。

よって、2案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10 議案第24号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第10 議案第24号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11 議案第25号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第11 議案第25号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(興石 修君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12 議案第26号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

これより、日程第12 議案第26号について採決いたします。

本案については、提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(興石 修君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、令和元年12月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉会時間 午後3時08分

令和元年12月24日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 興 石 修

副 議 長 藤 原 正 夫

署名議員 長 沢 達 也

署名議員 滝 川 美 幸